

大雨により被災された富山県南砺市・石川県金沢市の お客さまに対する電気料金その他の特別措置の適用について

平成20年8月1日
北陸電力株式会社

このたびの北陸地域における大雨により被災されたお客さまには、心からお見舞い申しあげます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された富山県南砺市、石川県金沢市およびその隣接市町村^{※1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には下記の特別措置を講ずることといたします。

なお、今回の特別措置については本日付けで経済産業大臣宛に認可申請しています。

記

1. 電気料金の早収期間^{※2}および支払期限^{※3}の延伸

被災されたお客さまの平成20年7月および8月分の電気料金の早収期間ならびに支払期限を各々1ヵ月間延長します。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用されない場合には、6ヵ月間に限り、電気料金は申し受けません。

3. 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成21年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、平成21年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、平成21年1月末日までは申し受けません。

6. 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

被災されたお客さまが、平成21年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その際申し受ける工事費用は申し受けません。

- ※1 その隣接市町村とは、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、石川県白山市、石川県河北郡津幡町、石川県河北郡内灘町、石川県石川郡野々市町、岐阜県飛騨市をいいます。
- ※2 早収期間とは、検針日から数えて21日間をいいます。
- ※3 支払期限とは、検針日から数えて51日目をいいます。

以上

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）

富山県：富山支店、神岡営業所、高岡支社、となみ野営業所の各窓口

石川県：石川支店の窓口

報道関係の方のお問い合わせ先

地域広報部報道チーム（076-405-0110）